

三重県立志摩病院指定管理者の
審査に係る報告書（写）

平成 22 年 1 1 月 1 日

三重県立志摩病院指定管理者選定委員会

三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）の指定管理者の選定について、三重県知事より意見を求められたため、三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請事業者から提出された申請書類（事業計画書等）の審査、申請事業者に対するヒアリング審査を行いました。

この度、選定委員会の審査が終了しましたので、審査結果を報告します。

1 選定委員会委員

区 分	氏 名	備 考
委員長	登 勉	国立大学法人 三重大学医学部長
副委員長	竹田 寛	国立大学法人 三重大学医学部附属病院長
委員	岡宗 眞一郎	社団法人 志摩医師会会長
委員	中村 康一	社団法人 三重県医師会理事
委員	古田 昌子	社団法人 三重県看護協会副会長
委員	森川 仁	みなと総合法律事務所 弁護士
委員	山崎 勝也	公募委員
委員	山下 美恵	公募委員

※ 委員の任期は、指定管理者を指定する日まで（三重県病院事業条例第 23 条第 5 項）

2 申請事業者（審査対象者）の名称

志摩病院の指定管理者について、平成 22 年 8 月 18 日から 8 月 31 日までの申請受付期間に申請のあった以下の 1 団体について審査を行いました。

（団体名） 公益社団法人地域医療振興協会
 （所在地） 東京都千代田区平河町 2-6-3
 （代表者） 理事長 吉新通康

3 審査経過

（1）第 1 回選定委員会（平成 22 年 6 月 3 日開催）

三重県知事より選定委員会委員の任命及び選定委員会に対する諮問が行われ、その後、委員の互選により委員長に登委員（三重大学医学部長）を、副委員長に竹田委員（三重大学医学部附属病院長）を選出しました。

(2) 第2回選定委員会（平成22年6月16日開催）

三重県立志摩病院指定管理者募集要項（案）に対して、選定委員会として意見を述べるとともに、三重県立志摩病院指定管理者選定に係る審査基準等（以下「審査基準等」という。）について審議を行い、後日各委員に確認のうえ決定しました。

(3) 志摩病院現地視察（平成22年8月24日開催）

志摩病院において、地域の医療事情、病院の経営状況等について説明を受け、その後、施設の視察を行いました。

(4) 第3回選定委員会：第1次審査（平成22年10月1日開催）

第1次審査として、申請事業者の提案内容（事業計画書等）について、書面による審査を行いました。

各委員は審査基準等に基づき採点を行い、審議の結果、申請事業者を第2次審査の対象に決定しました。

(5) 第4回選定委員会：第2次審査（平成22年10月20日開催）

第2次審査として第1次審査を通過した申請事業者に提案についての説明を求め、質疑応答後、最終の審査を行いました。

4 審査結果

選定委員会における審査結果としては、申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。

なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記します。

（県に対する意見）

- ・ 志摩地域の医療を守るためには、県、市、地域の他の医療機関や地域住民が、一体となって病院を支えていく必要があり、制度を導入するとしても、今後、この点に留意して対応すること。
- ・ 医療提供体制を確保するため、医師確保等について三重大学と連携を図ること。
- ・ 指定管理者に病院運営を移行する場合、現在志摩病院で勤務している医療スタッフが、引き続き安心して医療を提供でき、モチベーションを維持できるよう配慮すること。
- ・ 指定管理者が病院運営を開始するまでに、説明会を開催するなど住民に理解が得られるよう努めること。
- ・ 指定管理者への移行に影響を及ぼさないよう、引き続き救急医療など地域の医療体制の維持・回復に努めること。

なお、これまで選定委員会での議論の中で、様々な意見等が出されました。志摩病院の機能が充実し、住民の皆さんが安心できるような医療を提供できることが重要であることから、円滑に指定管理者に運営を引き継ぐことが必要です。

申請事業者にあっては、以下の点を参考にさせていただくよう要望します。

- ・ 志摩地域の救急医療体制を確保するため、山田赤十字病院、志摩市立病院など地域の医療機関と連携を図ること。
- ・ 病院を運営するにあたっては、できるかぎり住民と情報共有するよう努めること。
- ・ 指定管理者として病院を運営する場合、現在志摩病院で勤務している職員が、引き続き安心して医療を提供できるよう雇用及び勤務条件に配慮すること。

5 審査の概要

選定委員会における第1次審査及び第2次審査の概要については、4頁以降のとおりです。

三重県立志摩病院指定管理者にかかる審査の概要

1 第1次審査（書面審査）について

(1) 審査基準等

第1次審査では、申請事業者の提案内容（事業計画書等）について書面による審査を行い、以下の審査基準に基づき採点を行いました。

I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか ・県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか 	2	2	1	0

II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	・安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか	2	2	1	0
	・防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に考えられているか				
	・医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか				
	・個人情報保護のための対策が十分に考えられているか				
3 施設及び設備の維持管理	・施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	2	2	1	0
	・外来・入院患者向けのサービスや満足度の向上などにつながる具体的かつ適切な計画になっているか				

III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	① 診療科	現行の診療機能の維持や充実のための方策について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 外来診療体制	外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 入院診療体制	入院診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ 看護	看護に係る組織体制の確立や教育機会の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 地域医療全体の質の向上	地域医療機関との連携や地域医療の質の向上について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 病院及びスタッフの管理体制	医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織・責任体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0

5 政策的 医療機能	① 医師、看護師等の人材育成	医師、看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 救急医療の確保	救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 災害時医療	災害医療への対応等について、日常的な訓練も含め、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ へき地医療	へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 医師、看護師等の研究研修	病院内外の医療従事者の資質・能力向上を図るような研究研修体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 高度医療	高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑦ 特殊医療	周産期医療、小児入院機能の回復及びそのための医師・看護師の配置等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑧ 精神科身体合併症医療	精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
6 住民の意見等を生かす仕組み	・住民の意見等を管理運営等に生かす仕組みについて、具体的かつ適切な計画になっているか		2	2	1	0

※上記審査項目4及び5については、指定管理期間開始後3年以内に実現可能な計画になっているかを含めて審査する。

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。

7 収支計画等	・病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか	2	2	1	0
	・経費節減につながる提案があるか				

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	・他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
	・病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか				
	・病院運営（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか				

※ 各項目の配点は、2点満点とし、2点×8名（委員数）＝16点である。

※ 総得点は、各委員2点×20項目＝40点満点であり、40点×8名＝320点である。

<留意点>

※ 選定委員会は最低基準を設定し、申請事業者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準としており、最低基準は、委員が採点した総得点の5割以上（320点満点中160点以上）となっています。

(2) 採点結果

各委員が、上記(1)の審査基準に基づき採点した結果は以下のとおりです。なお、採点結果は、全委員の採点を合計したものです。

選定基準	審査項目	配点	採点結果	
I 県民の平等な利用の確保	1 病院の基本理念・運営方針等	16点	9点	
II 施設等の適切な維持管理	2 安全対策、危機管理体制等	16点	12点	
	3 施設及び設備の維持管理	16点	13点	
III 県民サービスの向上	4 基本的な医療機能	①診療科	16点	4点
		②外来診療体制	16点	9点
		③入院診療体制	16点	9点
		④看護	16点	12点
		⑤地域医療全体の質の向上	16点	12点
		⑥病院及びスタッフの管理体制	16点	13点
	5 政策的医療機能	①医師・看護師等の人材育成	16点	12点
		②救急医療の確保	16点	5点
		③災害時医療	16点	12点
		④へき地医療	16点	12点
		⑤医師・看護師等の研究研修	16点	12点
		⑥高度医療	16点	8点
		⑦特殊医療	16点	7点
		⑧精神科身体合併症医療	16点	13点
6 住民の意見等を生かす仕組み	16点	12点		
IV 施設等管理に係る経費の縮減	7 収支計画等	16点	9点	
V 安定的な人員及び財政的基礎の有無	8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	16点	12点	
合 計		320点	207点	

(3) 第1次審査の結果

上記(2)のとおり、申請事業者の総得点は、最低基準(320点満点のうち5割以上(160点以上))を満たしており、選定委員会において審議した結果、申請事業者を第2次審査の対象に決定しました。

第1次審査の結果については、申請事業者に通知し、特に採点結果が低かった審査項目を中心に、第2次審査において適切な説明を求めることとしました。

なお、第1次審査における各選定委員の主な意見等は以下のとおりです。

<各選定委員の主な意見等>

- ・ 申請事業者の提案内容は具体的でない点があり、申請事業者からの説明やヒアリングによって、具体的な内容を確認する必要がある。
- ・ 医師確保の具体的な計画を確認する必要がある。
- ・ 指定管理による運営後3年を目標に体制の構築に努めるとされているので、3年間の具体的な計画を確認する必要がある。
- ・ 7対1看護の導入をめざすとしていることから、稼働病床数との関係やどのように看護師を確保するのが重要なポイントである。
- ・ 住民の意見を広く聞き取るとしているが、どのように住民の意見を反映させるのか、その仕組みを確認する必要がある。
- ・ 1事業者しか応募がない状態での審査であるが、委員会としては制度導入ありきの議論をするべきではない。
- ・ 指定管理者に移行した後も、従来どおり三重大学の協力は必要であることから、今後も大学の支援をお願いしたい。
- ・ 申請事業者が指定管理者に決定した場合、志摩病院を継続的に運営していくよう県としても責任をもって監督すべきである。また、途中で運営を放棄することがないようリスク分担にも十分注意し、協定等を締結すべきである。

2 第2次審査（ヒアリング審査）について

第2次審査では、第1次審査を通過した申請事業者に提案についての説明を求め、質疑応答後、最終の審査を行いました。

審議の結果、選定委員会として、申請事業者は志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。

なお、各選定委員の主な意見等は、以下のとおりです。

<各選定委員の主な意見等>

- ・ 申請事業者がいう救急総合診療科に総合医を配置することについては、評価できる。ただし、地域住民も、こういったシステムを理解する必要がある。
- ・ ヒアリングにより申請事業者の思いも伝わった。
- ・ 事業計画書の内容について、ヒアリングで確認することができた。また、医師について、制度を導入する前から配置することにも努力するという説明もあり期待したい。
- ・ 指定管理者が決定された場合、志摩病院をどのような病院にしていくかについて地域の

住民へも説明する必要がある。

- ・ 志摩地域の住民には、小児の入院診療機能、救急医療の回復などに対して強い思いがある。まずは、申請事業者がいう救急総合診療科の設置による救急医療体制を整えることに期待したい。
- ・ 志摩の地域性を考えると、救急総合診療科を設置して総合医と専門医の役割分担をするという提案は的を射たものである。課題は、これから地域住民、医療関係者、市立病院とどのような関係を構築していくかである。
- ・ 第1次審査での採点結果でも分かるように、診療科や救急医療の確保などの審査項目には不安はあったが、ヒアリングで確認することができた。
- ・ 申請事業者が配置する総合医がまず救急医療を担ってもらえれば、内科医などの専門医と役割分担ができ、医師の待遇改善にもつながるものと期待できる。
- ・ 募集要項の条件は厳しかったため、選定委員会としては非常に判断に苦慮した。このような条件については決定する前に、選定委員会等で十分に議論したほうが良かった。
- ・ 申請事業者の提案は弾力的に運営していく姿勢であり、現実的なものである。
- ・ 申請事業者には、志摩地域の実情に応じた医療を展開することが期待できる。